

# 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の平成 27 事業年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、現地に赴き業務、財産の状況を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、これを重点監査項目として設定し、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法により、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

中期計画に基づき平成 27 年度計画で掲げた業務の執行は、法令等に従い適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

### 2. 機構の内部統制システムの整備及び運営についての意見

監査の結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める事由は見当らない。また、財務報告に重要な影響を及ぼす重大な欠陥は見当らない。

機構の内部統制システムが以下のとおり一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備・運用されていることから、機構の内部統制システムは適切に整備され、運用されていると認められる。

内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき事項は認められない。

内部統制システムの整備については、平成 27 年 4 月からの改正通則法施行に合わせ、基本理念および運営方針の制定、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の全社的推進体制の整備並びに推進責任者の選任に加えて、業務方法書の変更を始めとする関係規程の整備が行われた。

また、監事機能強化のための諸施策や監査体制確保に向けた補助職員の設置等の見直しが行われ、業務方法書及び監事監査要綱に明文化された。

平成 27 年度に制定された規程は、内部統制システム関連の規程を含めて、適切に整備されていた。

運用面においては、内部統制推進の最高機関である「内部統制委員会」の決定事項を受けて、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」では、それぞれ年間の活動計画を策定して、コンプライアンス違反事例の研修、業務フローチャート作成、リスク管理表の整備、情報セキュリティ

対策等を目標に掲げ、コンプライアンス意識の向上やリスク低減に向けての組織的な活動を展開したほか、「内部監査体制の整備」によりモニタリング機能の強化が図られた。

### **3. 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実のあったときは、その事実**

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### **4. 財務諸表等についての意見**

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

### **5. 事業報告書についての意見**

事業報告書は、法令に従い機構の事業状況を正しく示していると認める。

## **Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見**

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等の過去の閣議決定において定められた監査事項については、閣議決定の趣旨を踏まえて取り組むとともに、適時公表もなされており、適切に実施されているものと認める。また、調達等の合理化については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づき、調達等合理化計画を策定して、調達に関する内部統制システムの下、公正かつ透明な手続きにより適切で効果的な調達に取り組んでいると認める。

なお、保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月

